

# 工業化住宅の耐震診断

平成 17 年 3 月

社団法人プレハブ建築協会

## はじめに

本耐震診断法は、工業化住宅を対象とするものである。

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診断方法として、平成7年建設省告示2089号第1の各号列記以外の部分のただし書の規定に基づき、国土交通大臣が告示第1に定める耐震診断指針の一部と同等以上の効力があるものと認められた「木造住宅の耐震診断と補強方法」「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物耐震診断基準」がある。

しかしながら、工業化住宅においては以下の理由により、上記の基準等によることが出来ない、又は適切でないと考えられるため、本耐震診断法を定めた。

### I. 木質系工業化住宅

「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法において、旧法第38条認定及び型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は適用除外となっている。

### II. 鉄鋼系工業化住宅

「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」は、一般的なラーメン構造等を対象としており、同指針の解説では、工業化住宅は耐震性が良好であるとして適用の対象外として扱われている。一方、工業化住宅は多様な構造・工法を有しているため、同指針を全てに適用することは困難である。

### III. コンクリート系工業化住宅

プレキャスト鉄筋コンクリート造であるため、「既存鉄筋コンクリート造建築物耐震診断基準」をそのまま適用すると、適切に評価できない。

# 目次

はじめに

I. 木質系工業化住宅の耐震診断法

II. 鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法

III. コンクリート系工業化住宅の耐震診断法

III-1. 大型コンクリートパネル造

III-2. リブ付中型コンクリートパネル造

III-3. 臥梁付中型コンクリートパネル造